

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 步
同	明 石	直 樹

住民監査請求について（通知）

令和 3 年 10 月 18 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の理由

情報開示請求で入手しました、生野区Aまちづくり協議会、令和 2 年度収支計算書によると大阪市からの交付金 ¥1,247,600ーとあります。上記決算書に添付されました 2 通の領収証が存在します。

1 通の領収証支払人が A まちづくり協、金額 ¥97,500ー受取人 A 会館老人憩いの家運営委員会 委員長 B 但し会館使用料として理事会 12 回総会 1 回 上記証により会館使用料 1 回につき ¥7,500ーと断定。1 通は支払人、A まちづくり協、金額 ¥570,000ー受取人 A 会館老人憩いの家運営委員会、委員長 B。但し会館年間使用料とあります。合計 2 通の証の発行日は令和 3 年 3 月 31 日とあります。A まち協が報告した補助事業確保事業によりますと、コミュニティ活動場所、会館使用回数は年間 50 回従いまして使用料は年間合計 ¥375,000ーです。差額 ¥195,000ーが行方不明で市からの補助金が有効に遣われず実質上市に損害を生じさせて居ります。

監査委員におかれましては、厳正な監査の上市長に対して生野区 A まちづくり協議会の不当利得の返還を請求するなどの措置を講じるよう勧告を求め、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書を添えて請求します。

第2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そして、主張事実を証する書面については、原則として、請求に係る事項の全部についてこれらを証する書面を添えなければならないと解される。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

請求人は、令和2年度の生野区Aまちづくり協議会（以下「本件地活協」という。）に対する地域活動協議会補助金を具体的な財務会計行為として、そのコミュニティ活動場所確保事業に対する活動補助金に含まれる会館使用料について、A会館老人憩いの家（以下「本件会館」という。）の会館使用料は1回につき7,500円であり、コミュニティ活動場所確保事業は、年間50回、375,000円であるところ、年間使用料として570,000円の領収書が発行されている事実を摘示し、両者の差額である195,000円が行方不明で、市からの補助金が有効に使われていないと主張している。

請求人の主張は、令和2年度の本件地活協に対する地域活動協議会補助金の対象となっているコミュニティ活動場所確保事業（会館使用料）に計上されている年間使用料570,000円のうち、本件会館の1回当たりの会館使用料7,500円に、年間使用回数の50回を乗じて得た375,000円を超える部分については、その用途に用いられていないにもかかわらず、これに対して地域活動協議会補助金が支出されているのは、違法又は不当な公金の支出であると摘示するものであると認められる。

これを証する書面として、請求人は、本件会館運営委員会が本件地活協あてに発行した、会館年間使用料570,000円の領収証のほか、同様に理事会12回、総会1回の会館使用料として97,500円の領収証や、コミュニティ活動場所確保事業の対象事業が令和2年度中に50回行われたこと及び同事業の内容として、同運営委員会と年間使用契約を結び、安定的にコミュニティ活動の場所を確保提供することなどが記載された書面を添付している。

しかしながら、これらは、本件地活協が、年間使用契約によりコミュニティ活動の場所を確保した結果、1回当たりの使用料が都度使用した場合より割高になったことを証する書面にすぎず、年間使用料として領収証に記載された570,000円のうち、都度使用の単価に使用回数に乗じて得た額を超える部分について、会館使用料に用いられていないことを証するものとは認められない。

したがって、本件請求は必要な事実を証する書面の添付を欠いていると認められる。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。